



松山広域都市計画の決定・変更に係る 説明及び意見陳述会の開催について

松前町では、庁舎東地区に商業サービス機能を配置し、隣接する公共施設と一体的に町の新市街地を形成するため、下記の都市計画決定及び変更を行います。

これに係る「説明及び意見陳述会」を次のとおり開催しますのでご参加ください。なお、区域区分変更の都市計画決定については「公聴会」を別途開催します。

【説明及び意見陳述会】

日時 10月17日（火） 19時～
場所 松前総合文化センター
広域学習ホール

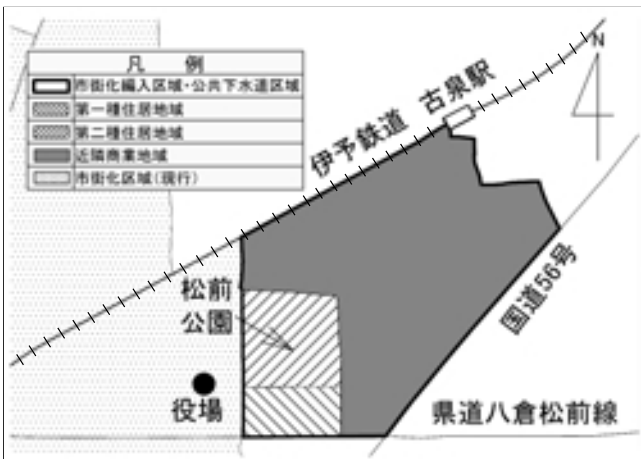
【公聴会】

日時 10月31日（火） 11時～
場所 松山地方局7階大会議室
（松山市北持田町132）

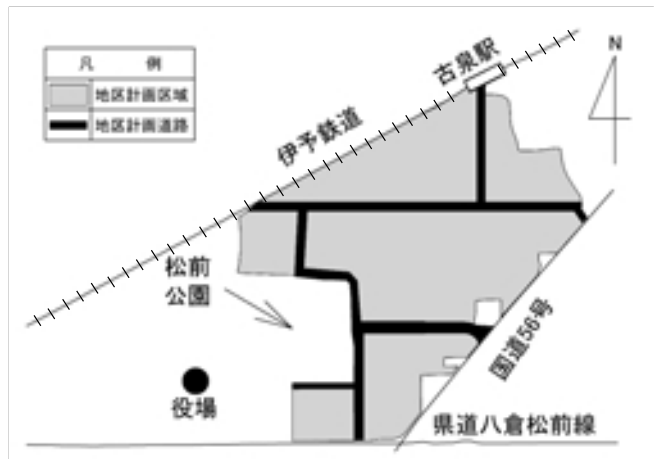
公聴会で意見を述べようとする方（松山広域都市計画区域内市町に在住の方及び利害関係者に限る）は、県都市計画課又は役場企画財政課にお問い合わせのうえ、10月26日（木）（必着）までに、公述申出書を提出（直接又は郵送）してください。なお、期限までに公述の申し出がない場合は中止します。

種別	決定権者	内容													
区域区分	愛媛県	松前町庁舎東地区約29.6haを市街化区域に編入します。													
用途地域	松前町	市街化区域に編入する区域の土地利用の大枠を指定します。													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>約23.0ha</td> <td>松前公園東地区 主として商業その他業務施設の集積を図ります。</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>約2.2ha</td> <td>松前公園南地区 主として住宅地としての整備を図ります。</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>約4.4ha</td> <td>松前公園地区（体育館など）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	概要	近隣商業地域	約23.0ha	松前公園東地区 主として商業その他業務施設の集積を図ります。	第一種住居地域	約2.2ha	松前公園南地区 主として住宅地としての整備を図ります。	第二種住居地域	約4.4ha	松前公園地区（体育館など）	
		区分	面積	概要											
		近隣商業地域	約23.0ha	松前公園東地区 主として商業その他業務施設の集積を図ります。											
第一種住居地域	約2.2ha	松前公園南地区 主として住宅地としての整備を図ります。													
第二種住居地域	約4.4ha	松前公園地区（体育館など）													
町の新市街地にふさわしい土地利用の方針及び建築物などの整備の方針を定めます。（全体面積22.4ha）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">松前町庁舎東地区地区計画</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>一般住宅地区</th> <th>商業集積地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>面積</td> <td>約1.3ha</td> <td>約21.1ha</td> </tr> <tr> <td>規制内容</td> <td>松前公園南側の地区については、良好な住宅が整備されるよう最低敷地面積、建物の高さ制限などを定めます。</td> <td>松前公園東側の地区については、一般住宅の建築を制限するとともに、健全な商業地が整備されるよう建物の高さ制限や容積率・建ぺい率の上限などを定めます。</td> </tr> <tr> <td>地区施設</td> <td colspan="2">良好な市街地が形成されるよう区画道路を配置します。</td> </tr> </tbody> </table>	松前町庁舎東地区地区計画			区分	一般住宅地区	商業集積地区	面積	約1.3ha	約21.1ha	規制内容	松前公園南側の地区については、良好な住宅が整備されるよう最低敷地面積、建物の高さ制限などを定めます。	松前公園東側の地区については、一般住宅の建築を制限するとともに、健全な商業地が整備されるよう建物の高さ制限や容積率・建ぺい率の上限などを定めます。	地区施設	良好な市街地が形成されるよう区画道路を配置します。	
松前町庁舎東地区地区計画															
区分	一般住宅地区	商業集積地区													
面積	約1.3ha	約21.1ha													
規制内容	松前公園南側の地区については、良好な住宅が整備されるよう最低敷地面積、建物の高さ制限などを定めます。	松前公園東側の地区については、一般住宅の建築を制限するとともに、健全な商業地が整備されるよう建物の高さ制限や容積率・建ぺい率の上限などを定めます。													
地区施設	良好な市街地が形成されるよう区画道路を配置します。														
公共下水道		松前町庁舎東地区約29.6haの市街化区域編入に伴い、同区域を公共下水道の計画排水区域として拡大します。併せて平成12年の区域区分変更で市街化区域に編入した2地区約0.3haを計画排水区域として拡大します。													

【市街化編入・用途地域・公共下水道区域図】



【地区計画区域図】



【問い合わせ】

役場企画財政課 (〒791-3192 松前町大字筒井631 ☎985-4101 FAX985-4148)
 愛媛県都市計画課 (〒790-8570 松山市一番町4-4-2 ☎912-2738 FAX941-2959)
 ※ただし、用途地域、地区計画、公共下水道に関することは除く。